

使用前検査終了証

原規規発第 1912124 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 殿

平成31年4月1日付け廃炉発官30第326号（令和元年5月22日付け廃炉発官R1第15号及び令和元年10月3日付け廃炉発官R1第116号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第24条の規定に基づき、終了とします。

令和元年12月12日

原子力規制委員会